

すべての人にとって、バリアにならない誘導路



街中でベビーカーやヒール靴、キャリーバックで移動しにくかった事はありませんか？

視覚障がいの方にとっては必要な誘導路ですが、屋内空間では、ブロックの凹凸が高齢者や身体障がい者等の移動に影響を与えるなどの理由で、設置されていない所もあります。

「歩導くん ガイドウェイ」は視覚障がいがある人もない人もみんなが安心して移動できる屋内誘導路を目指しました。



視覚障がい者

ハイヒール

キャリーバッグ

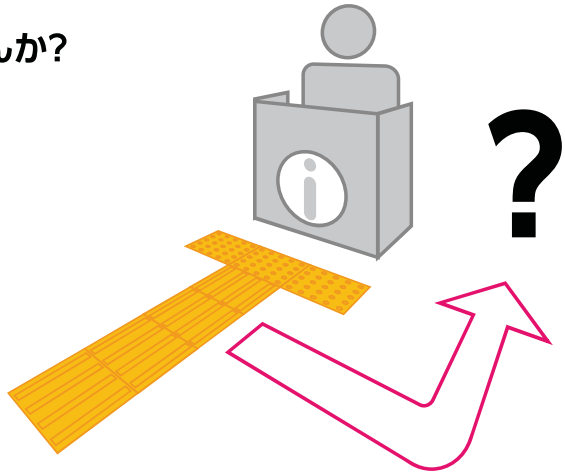
ベビーカー

車椅子

屋内で行きたいところに行けなかった経験はありませんか？

入口からインフォメーションには、点字ブロックが設置されているのに、その先の、例えばお手洗いやエレベーターまでの誘導がない・・・  
 様々な人が行き交う施設では、法令義務での必要最低限の誘導しかないことも・・・

「歩導くん ガイドウェイ」なら、これまで点字ブロックを設置したくてもできなかったところに設置ができます。今ある点字ブロックから枝線（延伸）として誘導路を追加することも簡単にできます。



歩導くん ガイドウェイは、バリアフリー法に規定されたスロープ傾斜よりもさらになだらかな 1/16 勾配（約 3.5°）になっており、歩行者はもちろん、車椅子や台車、ストレッチャーなども問題無く移動することが可能です。

※バリアフリー法では「1/12 勾配（約 4.7°）」以下が屋内基準

**約1/16（約3.5°）**

音と感触の違いで認識

当事者と検証を重ね、白杖で叩いた時の音、感触、足裏から伝わる柔らかさや周囲の床との違いで認識していただける形状と素材に仕上げました。



「視覚障がい者誘導用ブロック等、又は音声その他誘導装置」に対応

**Q. 「歩導くん ガイドウェイは法的に設置可能なの？」**

**A.** 下記の国土交通省の回答より、

**現行バリアフリー法において、誘導路として設置可能です。**

※階段や傾斜部分については注意喚起として点状ブロックが必要となります。



バリアフリー法において、視覚障がい者を誘導する方法は 2 つ。

- ① 誘導用ブロック等による誘導
- ② 音声その他の方法による誘導

「歩導くん ガイドウェイ」による誘導は②の「音声その他の方法による誘導」に属します。

※国交省回答資料は「平成 25 年度 12 月 25 日 構造改革特区に関する検討要請に対する各府省庁からの対応について」本文を指す。  
本文 URL([http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/boshu24/kaitou\\_h260217/kokkou\\_k.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/boshu24/kaitou_h260217/kokkou_k.pdf))

2006 年に施行されたバリアフリー法は、公共施設や不特定多数利用者施設（病院・ホテル・銀行・飲食店・百貨店など）がバリアフリー対象施設になっています。高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。その中で、受付までの 1 経路を視覚障害者移動等円滑化経路とし、視覚障がい者誘導用ブロック等を設置する事が施設によって定められています。

**障害者差別解消法について**

2016 年 4 月 1 日より「障害者差別解消法」施行となりました。

- 不当な差別的取り扱い → 禁止
- 障害者への**合理的配慮**<sup>※</sup> → 法的義務（国・地方公共団体など）  
→ 努力義務（民間事業者）

※【合理的配慮】とは

国際人権法や障害者差別解消法に定義される、障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

- 国際人権法：障害者権利条約第 2 条
- 障害者差別解消法：第 4 条・第 5 条・第 7 条・第 8 条

開発元 トーフ株式会社

製造販売元



錦城護謨株式会社 **ソーシャルイノベーション事業本部**  
バリアフリー推進課  
〒581-0068 大阪府八尾市跡部北の町 1 丁目 4 番 25 号

製品に関するお問い合わせ

☎ [www.guideway.jp](http://www.guideway.jp)

【平日 9:00～17:00】

☎ **072-992-2328**

【24 時間受付】

☎ 072-922-4175

✉ [info\\_bf@kinjogomu.jp](mailto:info_bf@kinjogomu.jp)